

その他の所有されている生産緑地（平成5年指定分以降）

所在	主たる従事者	申出基準日
山田東・・・	吹田 太郎	令和5年12月8日
山田西・・・	吹田 太郎	令和12年10月4日

(説明書)

- この通知は、生産緑地法第10条の2に規定する特定生産緑地の指定について、事前に御検討いただくため、生産緑地所有者の方へ、現在所有されている生産緑地の申出基準日が近く到来することを通知するものです。この通知により生産緑地の効力を失うものではありません。
- この通知は、共有名義の所有者全員に通知をしています。特定生産緑地指定申請兼同意書は代表者がとりまとめて一括で申請をしてください。その場合、共有者の方は農地等利害関係人欄に署名・実印押印が必要となります。

共有者が遠方にいるなど、同一の紙への署名・実印押印が困難な場合は、個別に申請兼同意書に記入したものを、代表者の方がとりまとめてください。

登記簿上の所有者が既に亡くなっている場合は、全ての法定相続人の同意が必要です。
- 原則、申出基準日の3年前の年度当初から申出基準日の前年度末までを受付期間とします。今回発送分以降は、受付期間直前に、吹田市より「申出基準日到来のお知らせ」をお送りします。

例) 申出基準日：令和5年12月8日の場合
 受付期間：令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
 令和2年3月頃に、「申出基準日到来のお知らせ」をお送りします。
- 生産緑地を所有されている方全員の意向を確認する必要がありますので、受付期間内に指定申請がない場合は、受付期間終了間近に意向確認をさせていただきます。
- 特定生産緑地の指定申請をせず、買取申出をお考えの場合は、申出基準日の翌日から買取申出が可能となります。
- 表面の表中の従事者については、現在吹田市で把握している方を記載しています。現状と相違がある場合は、別途「生産緑地の主たる従事者の変更届」の提出をお願いします。
- 問い合わせ先
 吹田市都市計画部都市計画室 TEL：06-6384-1968（直通）